

各位

個人番号の利用目的の変更について

株式会社福邦銀行（以下「当行」といいます。）は、個人情報保護法第17条第2項および第21条第3項を踏まえ、当行の「個人番号」および「個人番号をその内容に含む個人情報」の利用目的について、項目の追加を行うとともに内容の明確化を図りますのでご連絡いたします。なお、変更日は「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」に基づく受付が開始される2024年4月1日からといたしますので、申し添えます。

記

1. 改定内容

現在（2024年3月31日まで）	新（2024年4月1日から）
1. 金融商品取引に関する法定書類作成事務	1. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
2. 金地金等取引に関する法定書類作成事務	2. 金融商品取引及び信託取引に関する法定書類作成事務
3. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務	3. 生命保険契約等及び損害保険契約等に関する法定書類作成事務
4. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務	4. 金地金等取引に関する法定書類作成事務
5. 不動産取引に関する法定書類作成事務	5. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
6. 報酬、料金、契約金及び賞金に関する法定書類作成事務	6. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
7. 預金口座付番に関する事務	7. 法令に基づき作成する支払調書の作成事務
	8. 預貯金口座付番に関する事務
	9. 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
	10. 本人特定事項及び個人番号の正確性確保に関する事務

以上